

桜井高等学校の部活動に係る活動方針

奈良県立桜井高等学校

1 趣 旨

桜井高等学校の部活動に係る活動方針（以下、「本方針」という。）は、「奈良県部活動の在り方に関する方針(令和2年4月、奈良県教育委員会)」を踏まえ、本校の部活動が適切に実施されることを目標に策定する。

2 適切な指導・運営に係る体制の構築

- (1) 各部における年間活動計画及び月間活動計画・活動実績を基に、学校全体として適切な指導・運営及び管理に係る部活動体制の構築を図る。
- (2) 教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行い、教師の部活動指導に係る業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- (3) 各学期毎に「部活動点検の日」を1回（終業式実施日）設定し、適切な部活動の実施を点検する。
- (4) 部員集会（主に運動部対象）を年に1回設定し、熱中症対策等の安全・健康管理の徹底を図るとともに、部室・活動場所清掃日を適宜設定し衛生管理を推進する。

3 適切で安全かつ合理的・効果的な部活動の在り方

- (1) 生徒の心身の健康管理、事故防止について、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、指導を行う。また、災害や事故、けが等が発生した場合は、本校危機管理マニュアルに沿って対処する。
- (2) 部顧問は、合理的かつ効率的・効果的な指導方法などの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、本校の実態を踏まえた効果が得られる指導を行う。
- (3) 活動時間は、平日は2時間程度、休業日（長期休業を含む）は3時間程度とし、合理かつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、生徒・保護者に十分な理解を得た上で、生徒の発達段階及び多様なニーズ等に応じ、活動時間を設定することもできる。休養日は、原則、週当たり2日以上を設定する。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。なお、休養日及び活動時間等の設定については、週間、月間、年単位での活動頻度・時間の目安を定めてもよい。
- (4) 定期考査の時間割発表日より考査終了前日までは、原則、活動をしないものとする。ただし、考査終了後2週間以内に公式戦・コンクール等がある場合は、校長の許可を得て短時間の活動を行うことができる。

4 体罰・ハラスメントの根絶に向けて

- (1) 各学期毎に実施する「部活動点検の日」の際に、体罰やハラスメントなどの不適切な行為の根絶に向けた取組を点検する。

5 指導力の向上に向けて

- (1) 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容・方法を取り入れることができるように学校内外での研修・研究を行う。
- (2) 体罰やハラスメントなどの不適切な行為の根絶に向けた学校内外での研修・研究を行う。

6 その他

- (1) 本方針を本校HPに掲載し、保護者等へ周知する。